モンゴルへの事前質問事項（初回審査）（JD仮訳）

2014年10月30日　障害者権利委員会

CRPD/C/MNG/Q/1

List of issues in relation to the initial report of Mongolia

**A.目的と一般的な義務（第1-4条）**

**目的（第1条）**

1.障害のある児童および大人の機能障害の程度の評価に使用される基準が条約と一致するかどうかを明記してください。

**定義（第2条）**

2.締約国が条約の実施過程において、社会保険法の適用に示されているように、医学モデルに基づく障害の定義を、変更しようとしているかどうかを明示してください。

**一般的義務（第4条）**

3.人口の2.97％という障害率が、条約の実施における政策やプログラムの整備を導くためにどの程度使用されているかを説明してください。

4.障害統計の改善に関するアジア太平洋経済社会委員会/世界銀行/世界保健機関のプロジェクトが、障害統計の収集方法を具体的にどのように変えたかを説明してください。

5.条約と「モンゴルの法・政策との最も重要な格差」（締約国報告第42項）についてどのような具体的な措置がなされたのかを示してください。

6.国家総合開発戦略、2008-2012年モンゴル政府行動計画、障害者のための国家計画の違い（第44（b）項、47項）を説明してください。

7.締約国報告の準備過程における障害者団体の参加のレベルについての情報を提供してください。

**B.条約に基づく特定の権利**

**平等及び無差別（第5条）**

8.条約第5条に記載されている、合理的配慮の拒否を含む障害に基づく差別の定義に、法令を整合させるために計画されている措置に関する情報を提供してください。

**障害のある女子（第6条）**

9.障害のある女性と女児が，彼女らに関する法律・計画・政策の開発について障害の無い女性や女児と同等の基準で確実に意見聴取されるようにするため、また政治参加を可能にするために採択された具体的な措置を示してください。

**障害のある児童（第7条）**

10.障害のある子どもや若者が、彼らに影響を及ぼす主要な政策決定に際して、自分たちの意見を表明する権利を保証するための仕組みは何ですか？

11.障害児の教育への権利、その福祉のための幅広い社会サービスへの権利を守るため、および保護者を支援するためになされている措置を示してください。

**意識の向上（第8条）**

12.一般市民や，そして特に政治家や政府関係者、司法機関、警察官、刑務官、医療従事者および障害者の間で、障害者の権利に関する意識を高めるために採択されたプログラムを示してください。とくに、障害者に対する差別的用語の使用をなくすためになされた努力を述べてください。

**施設及びサービス等の利用の容易さ（第9条）**

13.物理的環境、輸送、情報通信、技術と制度、および一般に提供または公開されているその他の施設への全体的なアクセシビリティを向上させるために採用された主要措置を示してください。締約国が、採用された措置の実施を監視するために、障害者の組織と連携したかどうかを示してください。

**危険な状況および人道上の緊急事態（第11条）**

14.極端な気候条件の下にいる障害者を支援するための措置を示してください。

15.災害リスクの軽減と災害対応のために採用された、訓練を含む国のプログラムを示してください。

**法律の前にひとしく認められる権利（第12条）**

16.障害者、特に心理社会的障害者または知的障害者が他者と平等に法的能力を発揮できるように、包括的で効果的な法的救済策を確立するため、締約国が予定している具体的な方法を説明してください。

**司法手続の利用の機会（第13条）**

17.法的援助、手話通訳などのアクセス可能なコミュニケーション、そして合理的配慮などの提供により、他者と平等に司法へのアクセスを確保するために採用された措置について説明してください。

**身体の自由及び安全（第14条）**

18.刑務所や収容所にいる障害者の人数に関する情報を提供してください。拘留されている障害者に公正な裁判と正当な手続きが与えられ、そして裁判を受ける権利や反論準備のための公正な期限の保障のような人権が尊重されることを保障する措置について、当委員会に示して下さい。

**拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）**

19.病院や施設における障害者の強制治療を禁止するために採択された措置を示し、強制的な医療処置や隔離などの虐待が起こらないことを保証するための監視あるいは監督する仕組みを示して下さい。

**搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）**

20.障害のある女性や児童に対する身体的虐待、暴力その他の差別の事例に関するデータを提供してください。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

21.締約国が強制的な中絶または不妊措置を認めているかどうか、認めている場合にはどのような条件で認めているか、説明してください。

**自立した生活および地域社会への包容（第19条）**

22.施設ケアの下にいる障害者の人数を、性、年齢、障害の種類別に分けて、教えて下さい。また、パーソナルアシスタントを含めて、自立的な生活を可能にするためのサービスを利用している障害者の数を教えて下さい。

**表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）**

23.点字や手話など希望するコミュニケーション手段によって他の人と平等に情報とコミュニケーションにアクセスできるようにするために、感覚機能障害者に対してどのような措置が講じられていますか？

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

24.締約国は遺伝性の心理社会的障害者および知的障害者が結婚することを禁止する家族法を廃止しようとしていますか（112項）。

**教育（第24条）**

25.すべての障害児に教育を保障する計画を委員会に知らせてください。

26.教師の訓練や合理的配慮の提供を含めて、障害児にインクルーシブな教育を提供するための具体的な措置を締約国が講じているかどうかを教えてください。

**健康（第25条）**

27.性的および生殖健康のサービスや母子保健センターを含む主流の国家保健サービスが、特に農村部や遠隔地で、すべての種類の機能障害のある人にとってアクセスでき、手頃な費用で利用できるかどうかを示してください。

**ハビリテーション（適応のための技能の習得）及びリハビリテーション（第26条）**

28.次の点に関する締約国の計画を示して下さい。

（a）農村地域におけるサービスの提供のためのリハビリテーションセンターの活動の強化、（b）地方センターの設立、

（c）義肢装具の修理などの他の関連サービスの改善。

**労働及び雇用（第27条）**

29.割当雇用制度の有効性に関するデータを提出してください。また、遵守していない雇用者に対して罰則を課す際の問題を詳しく示してください。

30. 公共セクター、民間セクターおよび自営業での障害者の雇用に関する情報を提供してください。障害のない労働者の平均収入と比較した障害のある労働者の平均収入に関する情報も提供してください。

31.障害者の勤務時間短縮と有給休暇の組み合わせがどのように実際に機能しているかを説明してください。

**相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）**

32. 2008〜2010年の期間の障害者の社会保障の63％の増加が、どのように障害者の十分な生活水準と社会的保護をもたらしたか説明してください。障害者の社会保障に関する2010年以降の最新情報を提供してください。

33.労働時間の短縮と有給休暇に関して、障害者は十分な生活水準と社会的保護を保証されていますか？民間部門の従業員の場合、そのような制度の費用を負担するのは政府ですか雇用者ですか？

**文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

34.『盲人、視覚障害者、その他の印刷物が使用できない人の出版物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約』の迅速な署名と批准に向けたあらゆる措置を委員会に知らせてください。また、知的障害や心理社会的障害を含む障害のあるすべての人の図書館へのアクセシビリティを向上させる計画についての情報を提供してください。

**統計及び資料の収集（第31条）**

35.幅広いサービスを展開する目的で、締約国がどのように分類されたデータを体系的に収集しているかを示してください。

**国際協力（第32条）**

36.さまざまな国際機関の国際協力が、プロジェクトの企画、実施、監視において、障害者に重要な役割を果たす機会を、どのように提供してきたか、障害インクルーシブな開発に障害者が参加するようどのように促してきたか、データを提供し説明して下さい。

**国内における実施及び監視（第33条）**

37. 条約の実施の監視に際して障害者が参加できるようにするため、どのような措置が取られていますか。

（翻訳：佐藤久夫・岡本明）